



熊本県公報

号外 第 4 3 号
令和 8 年 (2026 年)
8 月 31 日 (月)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 1
○熊本県地域支え合い支援室設置規程の一部を改正する訓令	(〃) 2
○熊本県すまい対策室設置規程	(〃) 2

訓 令

熊本県訓令第 2 4 号

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 8 年 8 月 3 1 日

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関

熊本県知事 木 村 敬

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 2 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 の 4 の表健康福祉政策課の部第 6 項中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、同部中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7	すまい対策室に関すること。					
(1)	災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）に基づく応急仮設住宅の供与に関すること（住宅課の分掌事務に係るものを除く。）。					
(2)	その他被災者の住まい確保対策に係					

	る施策 の企画 、調整 及び推 進に関 ること 。						
--	---	--	--	--	--	--	--

附 則
この訓令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 5 号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関
熊本県地域支え合い支援室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 8 年 8 月 3 1 日

熊本県知事 木 村 敬
熊本県地域支え合い支援室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県地域支え合い支援室設置規程（平成 2 9 年熊本県訓令第 5 号）の一部を次のよう
に改正する。
第 1 条中「及び令和 2 年 7 月豪雨」を「、令和 2 年 7 月豪雨、令和 7 年 8 月豪雨及び令
和 8 年熊本地震」に改める。
第 2 条第 2 号中「地域福祉」の次に「の推進」を加え、同条中第 3 号を第 5 号とし、第
2 号の次に次の 2 号を加える。
(3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成
7 年熊本県条例第 1 6 号）に基づく施策の企画及び調整に関すること。
(4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。
第 2 条に次の 1 号を加える。
(6) 民生委員に関すること。

附 則
この訓令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 2 6 号

本庁各部（公室・局）課
各 地 方 出 先 機 関
熊本県すまい対策室設置規程を次のように定める。
令和 8 年 8 月 3 1 日

熊本県知事 木 村 敬
熊本県すまい対策室設置規程
(設置)
第 1 条 平成 2 8 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨、令和 7 年 8 月豪雨及び令和 8 年熊本地
震による被災者の住まい確保対策を推進するため、健康福祉部健康福祉政策課にすまい
対策室（以下「室」という。）を置く。
(分掌事務)
第 2 条 室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）に基づく応急仮設住宅の供与に関する
こと（土木部建築住宅局住宅課の分掌事務に係るものを除く。）。
(2) その他被災者の住まい確保対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
(職員)
第 3 条 室に、室長及び必要な職員を置く。
2 室に、課長補佐を置くことができる。
3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
(職務)
第 4 条 室長は、健康福祉部健康福祉政策課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属
の職員を指揮監督する。
2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
(専決及び代決)
第 5 条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県訓令
甲第 2 9 号）第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、健康福祉部
健康福祉政策課長が専決する。
2 前項の課長専決事項について、健康福祉部健康福祉政策課長が不在のときは、室長が
代決することができる。
3 第 1 項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ健康福祉部健康福祉政

策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
(庶務)

第6条 室の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年9月1日から施行する。